

議案第 109 号

石岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する
条例を制定することについて

石岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 2 日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

生活系粗大ごみ及び特定家庭用機器廃棄物の戸別訪問収集運搬手数料の見直しに伴い，条例中の別表を改正するため。

石岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

石岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年石岡市条例第121号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

「

生活系粗大ごみ	1 点につき	大	1,020
	1 点につき	中	510
	1 点につき	小	300

を

」

「

生活系粗大ごみ	1 点につき	大	1,300
	1 点につき	中	650
	1 点につき	小	390

に改める。

」

別表第 3 中

「

特定家庭用機器廃棄物	1 点につき	1,540
------------	--------	-------

を

」

「

特定家庭用機器廃棄物	1 点につき	2,000
------------	--------	-------

に改める。

」

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。